

鴻巣市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における鴻巣市議会の議員の議員報酬の支給額を減額するため、鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鴻巣市条例第19号。以下「議員報酬条例」という。）に規定する議員報酬の特例を定めるものとする。

(議員報酬条例の特例)

第2条 特例期間においては、議員報酬条例第2条に定める議員報酬の支給に当たっては、議員報酬の月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。